

## 4 参考：小学校学習指導要領、幼稚園教育要領等の抜粋

\* 幼稚園教育要領等には、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針を含む。(小学校学習指導要領も含めて、いずれも平成29年3月告示)

\* 抜粋は、幼保小接続、交流活動、スタートカリキュラム等に係る内容である。

### 小学校学習指導要領

#### 第1章 総則

#### 第2 教育課程の編成

#### 3 教育課程の編成における共通事項

#### (2) 授業時数等の取扱い

ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ、適切に編成するものとする。

(イ) 各教科等の特質に応じ10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

#### 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続を図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

#### 第5 学校運営上の留意事項

#### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活

動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々との協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協同を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。

- イ 他の小学校や幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

## 第2章 各教科

### 第5節 生活

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能になるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

国語（算数、音楽、図画工作、体育、特別活動も同様）

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導（特別活動においては「関連的な指導」や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

## 小学校学習指導要領解説総則編

### 第3章

#### 第2節

#### 4 学校段階間の接続

- (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実より

小学校低学年は、幼児期の教育を通じて身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、児童の資質・能力を伸ばしていく時期である。幼稚園学習指導要領等においては、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から構成される資質・能力を一体的に育むように努めることや、幼児期の教育を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿を幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として示している。

この幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりに幼稚園の教師等と子供の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。

小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要である。

その際、低学年における学びの特質を踏まえて、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育むことを目的としている生活科と各教科等の関連を図るなど、低学年における教育課程全体を見渡して、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続を図られるように工夫する必要がある。特に、小学校の入学当初においては、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じて育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムを児童や学校、地域の実態を踏まえて編成し、その中で、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められる。

こうした幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連や、スタートカリキュラムの編成の工夫については、各教科の章における指導計画の作成と内容の取扱いにおいても示されているところである。

## **小学校学習指導要領解説生活編**

### 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

#### スタートカリキュラムの編成

遊びや生活を通して総合的に学んでいく幼児期の教育課程と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ等の児童期の教育課程は、内容や進め方が大きく異なる。そこで、入学当初は、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の豊かな学びと育ちを踏まえて、児童が主体的に自己を発揮できるようにする場面を意図的につくることが求められる。それがスタートカリキュラムであり、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続する重要な役割を担っている。

スタートカリキュラムは、平成20年の「小学校学習指導要領解説 生活編」において、「(前略) 学校生活への適応が図られるよう、合科的な指導を行うことなどの工夫により第1学年入学当初のカリキュラムをスタートカリキュラムとして改善することとした」と示された。今回の改訂に

においては、幼児期の教育と小学校教育の発達の特徴を踏まえた学校段階等間の円滑な接続の観点から、更にその重要性が高まっている。第1章総則第2の4の(1)でも、「(前略)特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」が示されている。

小学校入学当初に、幼児期の学びと育ちを踏まえて、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出そうとする児童の姿を実現するための具体的な視点や方法として、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うことなどが追記された。ここでいう生活科を中心とした合科的・関連的な指導とは、他教科等との関連について前述したことと関連が深い。特に入学当初においては、重要な意味をもつスタートカリキュラムにおける合科的・関連的な指導では、児童の発達の特徴や幼児期からの学びと育ちを踏まえ、児童の実態からカリキュラムを編成することが特徴であり、児童の成長の姿を診断・評価しながら、それらを生かして編成することが求められる。そのためには、幼稚園・認定こども園・保育所への訪問や教職員との意見交換、指導要録等を活用するなど、幼児期の学びと育ちの様子や指導の在り方を把握することが重要である。

スタートカリキュラムを編成する際には、例えば、「がっこうだいすきなかよしいっぱい」といった大単元を設定することが考えられる。大単元には「学校探検に行こう」「学校のはてなやびっくりを見付けよう」「見付けたものや人をお知らせしよう」などの小単元を位置付けていく。小単元の主な学習活動には、探検で見付けたことを絵に表したり、見付けた不思議を友達に伝えたりするなど、図画工作科や国語科と合科的・関連的に実施することで効果が高まるものがある。このように、つながりのある他教科等のねらいを考えて合科的・関連的に進める単元を構想していくことができる。ここでは、児童の実態や意識の流れに配慮した時間配分の工夫が重要である。

ここでいう弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫とは、入学当初の児童の発達の特徴に配慮し、この時期の学びの特徴を踏まえて、10分から15分程度の短い時間で時間割を構成したり、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動をゆったりとした時間の中で進めていけるように活動時間を設定したりすることなどが考えられる。

その際、幼児期に大切にしてきた生活リズムや一日の過ごし方に配慮することも重要である。例えば、週案を作成する場合には、朝の会から1時間目を連続した時間として設定することも考えられる。そこに、幼児期に親しんできた手遊びや歌、リズムに乗って体を動かすことや絵本の読み聞かせ、児童からのお話タイムなど、児童が一日の始まりを楽しい気持ちで迎えられよう学習活動を取り入れることも有効である。また、時間配分においても、児童の生活リズムや集中する時間、意欲の高まりを大

切にして、10分から15分程度の短い時間を活用して時間割を構成したり、2時間続きの学習活動を位置付けたりするなどの工夫が考えられる。

また、スタートカリキュラムの実施に当たっては、児童が安心して学べる学習環境を整えることが重要である。幼児期の教育は、「環境を通して行う教育」を基本としており、保育者に支えられながら幼児が自分の力で生活を創っていけるよう環境を構成している。小学校においても、児童が安心感をもち、自分の力で学校生活を送ることができるように、児童の実態を踏まえること、人間関係が豊かに広がること、学習のきっかけが生まれることなどの視点で学習環境を見直すことが求められる。

第1学年の児童にとっては、スタートカリキュラムにおいて、幼児期の生活に近い活動があったり、分かりやすく学びやすい環境の工夫がされていたり、人と関わる楽しい活動が位置付けられていたりすることが安心につながる。また、安心して生活することで自分の力を発揮できるようになり、友達や先生に認められる経験を重ねて更なる成長への意欲が高まる。そして、自分で考え、判断し行動するという学びのプロセスを歩んでいくことで、学習者として自立していくことができる。

スタートカリキュラムは、小学校生活のスタートを円滑に、そして豊かにするものである。全教職員でその意義や考え方、大切にしたいことなどを共通理解し、協力体制を組んで第1学年を見守り育てるとともに、児童の実態に即して毎年見直しを行いながら改善し次年度につないでいくことが重要である。その際、保護者にスタートカリキュラムの意義やねらいとともに、主体的に学ぶ児童の様子を伝えることは、保護者の安心感や学校への信頼感を生み出す。あわせて、スタートカリキュラムで学ぶ児童の姿を、幼稚園・認定こども園・保育所の保育者に見てもらい、改善のための協議を行うことも、双方の取組を振り返るために効果的である。

小学校入学当初の生活科を中心としたスタートカリキュラムは、児童に「明日も学校に来たい」という意欲をかき立て、これからますます重要になる幼児期の教育から小学校以降の教育への円滑な接続をもたらしてくれる。

## 幼稚園教育要領等

(注) 認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針における小学校との連携については幼稚園教育要領とほぼ同様の内容であるため、ここでは省略する。

(認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に読み替える場合)

- ・文章中の幼稚園という言葉は、幼保連携型認定こども園、又は保育所と読み替える。
- ・幼児という言葉は、幼保連携型認定こども園の場合はこども、保育所の場合は児童と読み替える。
- ・幼稚園教育という言葉は、認定こども園教育及び保育、又は保育所保育と読み替える。

### 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

#### (1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

#### (2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

#### (3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

#### (4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にしたい気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

### 第3 教育課程の役割と編成等

#### 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

### 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

#### 4 幼児理解に基づいた評価の実施

- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

### 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

#### 1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

### 第6 幼稚園運営上の留意事項

- 3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。